第2回流山市補助金等審議会会議録

- 1 開催日時 令和元年11月13日(水) 午後1時15分から
- 2 場 所 流山市役所第2庁舎3階 303会議室
- 3 出席委員 山口会長、中村副会長、西村委員、田中委員、山本委員、川上委員、 神田委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 出席職員
 - ・コミュニティ課 樋口コミュニティ課長、安達係長
 - 商工振興課 渋谷経済振興部次長兼商工振興課長、竹之内課長補佐、 秋元誘致推進室長
 - ・流山本町・利根運河ツーリズム推進課 井戸流山本町・利根運河ツーリズム推進課長、中野係長
- 6 事務局 福吉財政調整課長補佐、加茂副主査、齋藤事務員、加藤臨時職員
- 7 傍聴者 なし
- 8 議 題
- (1) 対象補助金のヒアリング(1日目)
 - ① 自治会館建設事業補助金(コミュニティ課)
 - ② 企業等立地促進奨励金(商工振興課)
 - ③ 立地企業等協力金(商工振興課)
 - ④ 商業振興共同施設維持管理費補助金(商工振興課)
 - ⑤ 商店街空き店舗有効活用事業等補助金(商工振興課)【9月補正含む】
 - ⑥ 観光協会事業補助金 (流山本町・利根運河ツーリズム推進課)
 - ⑦ 流山本町・利根運河ツーリズム推進事業補助金

(流山本町・利根運河ツーリズム推進課)

(2) その他

開 議 13時15分

(山口会長)

只今から、第2回流山市補助金等審議会を開催いたします。

本日の会議は、全員出席ですので、会議は成立していることをご報告します。

また、本審議会は、公開といたしておりますので、あらかじめご了解願います。

本日から2日間にわたりヒアリングを行いますが、日程表にありますとおり、本日は、7件の補助金についてヒアリングを行います。

時間に限りがございますので、進行についてご協力をお願いいたします。

はじめに、事務局から配付資料等について説明をお願いします。

(事務局)

初めに、本日は財政部長及び財政調整課長は、議会対応のため欠席しておりますので、よろしくお願いいたします。

本日の配付資料は、次第の他に資料1「ヒアリング実施補助金一覧」で、これは、前回皆様からご提案がありましたように、ヒアリング日程を3日間に振り分けて日程調整をしましたので、修正後のものを配付いたしました。また、それに合わせまして資料2「評価表」も修正しましたので配付いたします。

本日の配付資料は以上でございます。

(山口会長)

わかりました。

それでは、ヒアリングを始めますので最初の課を呼んで下さい。

【コミュニティ課 入室】

(山口会長)

本日は、お忙しい中を、ヒアリングに出席いただきありがとうございます。

それでは、早速ですが只今からヒアリングを行います。

コミュニティ課につきましては、「自治会館建設事業補助金」について説明をお願いします。

説明の流れとして、最初に「本補助金の概要」、「増額した理由」、次に「当審議会からの答申を受けての予算への反映状況」、最後に「補助金の公益性、公平性、必要性、効果、適切性」等について、簡潔にご説明いただき、その後に、私たちから質問を行いたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

(樋口コミュニティ課長)

「自治会館建設事業補助金」について、説明させていただきます。

この補助金は、自治会館建設に要する経費の一部を補助するもので、補助対象経費の2分の1を補助し、自治会の世帯数に応じて、限度額が設定されています。

また、自治会館を増築する場合にも対象となり、増築の場合については、補助対象 経費の2分の1を補助しますが、限度額は300万円となっています。

令和2年度予算において、補助金が増額になった理由ですが、令和元年度は新築として市野谷自治会の750万円を予算計上したところですが、令和2年度は、新築としておおたかの森南一丁目自治会(旧西初石6丁目)の770万円、増築として松ヶ

丘旭自治会の300万円の2自治会となり、合計で1、070万円の補助額となり、 令和元年度に比べて、320万円の増額になったものです。

平成29年12月27日付けの補助金審議会の答申では、A評価をいただいております。

引き続き、計画的な補助金交付を行うために、前年度に補助金活用の意向調査を実施し適正な補助金交付に努めています。

次に、公益性、公平性、必要性については、自治会館は、自治会員のコミュニティ活動に利用されているほか、選挙の投票所として、45ある投票所の内、19の自治会館が指定され、公益性の高いものといえます。

また、新築される自治会館は、地震に対する安全性が確保されることから、災害時にも地域の活動を支えるなど大きな役割を果たすものと期待されます。

本補助金は、対象経費の2分の1を補助するものですが、平成30年度の5自治会については、総事業費に占める補助金の割合をみると、世帯数による限度額が設定されていることから、約3割となっており、補助金にのみに依存することなく、自己資金が主体となって事業が実施されています。

以上で、説明を終わらせていただきます。

(山口会長)

ありがとうございました。

ただいまの説明に対しまして、質問がありましたらお願いします。

(西村委員)

自治会館を建てた時の所有名義はどこにしていますか。

地縁団体名で登記しているのですか。

(樋口コミュニティ課長)

登記しているかどうかは確認しておりませんが、地縁による団体としては180自治会あり、内13自治会が認可地縁団体として法人格を取っておりますが、その他は法人格を取っておりませんので、登記していない自治会館もあります。

(山本委員)

補助対象経費として、妥当性があるかどうか判断する基準というのは、どのような ものがありますか。

(樋口コミュニティ課長)

用地取得費や設計監理費、既存施設の解体工事費及び移転費などについては、建物 に係る直接経費ではないので除いて、直接的な経費のみを対象としております。

(田中委員)

新築の建物は、どこの自治会館も建物の規模や金額も同じですか。

(桶口コミュニティ課長)

どのように造るかは自治会によって違いますので、自治会館の規模などについても 各自治会の判断によります。

また、補助額は自治会の世帯数に応じて限度額が決まっております。

(山本委員)

増築の妥当性については、どのような観点から確認されるのですか。

(樋口コミュニティ課長)

増築については、10 m以上のものを対象としており、これについては対象世帯の増加や建築確認等の書類により妥当性を確認します。

また、増築に合わせた改築も含めて対象としております。

(川上委員)

総事業費というのは対象経費とは違うのですね。

(樋口コミュニティ課長)

総事業費には、例えば用地取得や塀などの直接建物に付随しないものも含まれますが、対象経費は、あくまで建物に係る直接経費になります。

(川上委員)

補助金の積算が対象経費の2分の1ということと、対象経費以外も含めた総事業費の3割という資料の説明は少し分かりづらい感がありますね。

(樋口コミュニティ課長)

自治会からの持ち出しがどの位になるかという意味で、総事業費を基に説明したものです。

(山口会長)

他になければ、以上でコミュニティ課のヒアリングを終了します。 ありがとうございました。

【コミュニティ課 退室】 【商工振興課 入室】

(山口会長)

本日は、お忙しい中を、ヒアリングに出席いただきありがとうございます。 それでは、早速ですが只今からヒアリングを行います。

商工振興課につきましては、「企業等立地促進奨励金」「立地企業等協力金」「商業振興共同施設維持管理費補助金」「商店街空き店舗有効活用事業等補助金」の4件で、「商店街空き店舗有効活用事業等補助金」については令和元年度補正分についても含めて説明をお願いします。

説明の流れとして、最初に「本補助金の概要」、「補助金として創設した理由」、「当審議会からの答申を受けての予算への反映状況」、等について、最後に「補助金の公益性、公平性、必要性、効果、適切性」等について、簡潔にご説明いただき、その後に、私たちから質問を行いたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

初めに、「企業等立地促進奨励金」「立地企業等協力金」について、関連がございますので2件併せて説明をお願いします。

(渋谷経済振興部次長兼商工振興課長)

企業等立地促進奨励金、並びに立地企業等協力金は、ともに平成18年に施行した 「流山市企業立地の促進に関する条例」及び、同施行規則に基づく企業立地の優遇制 度です。

企業等立地促進奨励金は、条例及び規則に定める各種要件を満たす立地企業等に対して交付するものです。

安心して子どもを産み、育てる環境の充実を図る観点から、平成30年度に条例及 び規則の一部を改正し、これまでの交付対象業種に、小児科と産科の医療機関を新た に加えたところです。

一方、立地企業等協力金は、平成30年度に条例及び規則を改正して新たに創設した制度で、奨励金の交付対象となる企業が立地するにあたって、当該企業に土地又は建物を賃貸する不動産所有者に対して交付するものです。

立地企業等協力金に対する評価としましては、昨年の審議会の答申の中で、「不動産所有者の賃貸意欲の喚起にもつながり、立地希望企業の土地・建物の確保が促進され、さらなる企業立地の進展が期待でき、妥当である。」といった評価をいただきましたが、一方で、「特定業種の乱立の危惧、事業開始済みの者にとっての不公平感を惹起しかねないといった点について考慮して、公平で実効性のある企業立地が推進されることを期待する。」といったコメントも受けています。

平成30年度から小児科と産科を新たに対象業種に加えたことに対するご意見と解釈しますが、実際に、医療機関が開業地を決定する場合は、十分な診療圏分析を経てのこととなりますことから、優遇制度があるという理由で、乱立することはないものと認識しています。

市内では、年少人口の増加と出生率が高い状況が続いていることに伴いまして、小児科と産科の医療機関の混雑が深刻化しています。

「待ち時間が長い」、「予約がとれない」、「小児科を増やして欲しい」、「分娩入院ができない」、「産科を増やして欲しい」といった市民の声に応えるために条例及び施行規則を改正したものですので、既に開業しているクリニックとの公平性を企業誘致の政策上で担保することは難しいものと考えます。

続いて、流山市の企業等の誘致の現状についてですが、製造業の事業者からの工場 用地取得の問い合わせがあるものの、市内の工業系用途地域の余剰地が極めて小規模 の土地しかないこともあり、立地に至らない状況が続いています。

条例・規則の改正を受けて、小児科は平成30年におおたかの森西地区に1件、令和元年に木地区に1件それぞれ開業に至っており、現在も1件接触中の案件があります。

産科については、開業に至ったものがありません。

続いて、令和2年度にそれぞれの補助金交付額が増額となった理由ですが、令和元年5月に木地区の商業施設内のテナントに小児科クリニックが開業したことに伴うもので、当該小児科に交付する企業等立地促進奨励金が新たに発生し、交付対象者が1件増えることによるものです。

また、当該小児科が立地するテナントの所有者に交付する立地企業等協力金が新た に発生し、交付対象者が1件増えることによるものです。

説明は、以上となります。よろしくお願いします。

(山口会長)

ありがとうございました。

何か質問がありましたら、お願いします。

前回の審議会の時にも、小児科に限定しての補助金は公平性や同業種乱立の問題などないかとの話もありましたが、他の業種も対象にしていますか。

(渋谷経済振興部次長兼商工振興課長)

対象業種としては、製造業、情報通信産業、学術研究、バイオテクノロジー、土木 の先端技術の管理事業などがあります。

(秋元室長)

一般的に、BtoB(企業向け)と BtoC (一般消費者向け) があり、BtoC で行う小児科や産科など、一般の市民を対象とした業種では市場調査を行ってやることになりますが、奨励金の交付対象としている他の業種というのは、全て BtoB で行っている業種になりますので、乱立によって市民に弊害が起きることはないと考えています。

例えば、バイオテクノロジーの研究をしている会社が、市内に2か所3か所できたり工業団地などの同一地区内にできても、これは乱立ではなく同業種の集積地としてプラスに機能すると考えます。

(山口会長)

乱立しないという判定はどこで行いますか。

(秋元室長)

これまで奨励金の対象としていたのは、BtoB のものでしたが、今回新たに、BtoC の小児科と産科を対象に加えたものです。

乱立しかねないというご意見もあると思いますが、診療圏分析を経てから開業されますので、乱立の心配はないと思います。

(川上委員)

固定資産税及び都市計画税相当額を補助するものと思いますが、企業が建物を賃借する場合は、税金は掛からないと思いますが

(秋元室長)

土地建物に係る税は掛かりませんが、医療機器などの償却資産に対する税がありますので、その相当額を奨励金として交付することになります。

これは、他の業種であっても償却資産があれば同じです。

(川上委員)

奨励金の補助期間が終了した後に、対象企業が市外に出ていったときは、奨励金の 返還などありますか。

(秋元室長)

それはありません。

立地する企業の投下資産は、相当大きくなりますので、短期間で出ていくことは考えにくいと思います。

(渋谷経済振興部次長兼商工振興課長)

今のところ、交付期間を終えた後に出ていったという事例はありません。

(西村委員)

実行プランの積算にある平成30年9月立地の30万円と令和元年5月立地の3 0万円はどういう積算ですか。

(秋元室長)

これは2件とも小児科分で、償却資産に掛る税相当分として上限額を計上したものです。

税額は、立地の前年度の課税額を小児科から聞き取りし、納付書の額を参考にしています。

(西村委員)

協力金の実行プランにある積算で令和元年5月立地の45万円はどういう積算ですか。

(秋元室長)

この小児科が開業するのは令和2年ですが、建物は前の年にできておりますので、その建物全体に占める小児科の面積按分で積算しています。

(山口会長)

説明を聞けば分かりますが、この資料だけでは積算の根拠などが分かりにくいので、 少し説明を加えた資料を別に作成して提出してください。

(渋谷経済振興部次長兼商工振興課長)

分かりました。

(山口会長)

他になければ、以上で「企業等立地促進奨励金」「立地企業等協力金」のヒアリングを終了し、次の「商業振興共同施設設置等事業費補助金」について、説明をお願いします。

(渋谷経済振興部次長兼商工振興課長)

商業振興共同施設維持管理費補助金について説明いたします。

この補助金は、市内商店会を対象とし、商店街等の商業環境を整備し、商業の振興及び市民の安全及び利便の向上に寄与するものです。

効果としましては、商店街等の商業環境を整備することにより、商業の振興及び市 民の利便の向上に加え、安心安全なまちづくりに寄与するものです。

令和2年度の予算要求額としては、112万2千円で前年度に比べ14万1千円の 増額となりますが、増額の理由としては電気料値上げによるものです。

次に、補助金審査の判定基準についてですが、公益性としては、商業の振興及び市 民の利便の向上、安心安全なまちづくりに寄与するものです。 必要性については、商店街の商業環境を整備することにより、商店街を利用する市 民の利便の向上、安心安全なまちづくりに寄与するため、当該補助金は必要であると 考えております。

効果については、商店街を利用する市民の利便性の向上及び安心して買い物ができる環境整備により、商業の振興に寄与するものと考えております。

適切性については、商店街街路灯は、市民の安全・安心にも寄与していることから、一部の街路灯、防犯カメラ等を除き、平成30年度から市に移管し、市が維持管理しており適切であると考えております。

以上で、私からの説明を終わります。

(山口会長)

ありがとうございました。

何か質問がありましたら、お願いします。

(山本委員)

電気代というのはどこが支払いをしているのですか。

(渋谷経済振興部次長兼商工振興課長)

本来ですと、商店会が支払うことになりますが、維持費(電気代)が大きな負担になっておりますので、商店街が支払った電気料に対し商店街の賑わい創出のために市で補助を交付しています。

(山本委員)

以前は、LEDにするための補助もあったと思いますが、今回の維持費には、LED化するための電球や器具なども含まれますか。

(渋谷経済振興部次長兼商工振興課長)

補助対象としては、施設を増設した時の電気料金の他に駐車場や駐輪場を運営している場合の賃借料なども対象となっています。

(山本委員)

電球なども補助対象ですか。

(渋谷経済振興部次長兼商工振興課長)

違います、電球の交換などは商店会の負担となります。

(山本委員)

電気代に関しては、市が全額出しているのですか。

(渋谷経済振興部次長兼商工振興課長)

LED化したところについては全額補助しており、それ以外については、3分の2の補助をしております。

また、防犯カメラの電気料については2分の1です。

(山口会長)

維持管理については市に移管するという話だったと思いますが。

(渋谷経済振興部次長兼商工振興課長)

街路灯全体でLED化されたものの内、約470灯を市に移管し、防犯灯と道路照明に振り分け、それぞれの担当課で管理しており、その他の商業施設については商店会で管理しています。

そして、補助金の対象となっているのは商店会が管理しているもので、先ほど説明したように、LED化したところについては10分の10、それ以外については、3分の2の補助をしております。

(山口会長)

このような施設は、基本的には商店会がより多くの集客を図るために整備し管理していくものだと思いますが、市民の安心・安全にも寄与しているということで、審議会としても概ね妥当という判断をしておりますが、商店会の自立に向けて少しでも補助が減るように自助努力してほしいと思いますが、商店会が負担するのは厳しいですか。

審議会からの指摘に対しての効果が見られないので。

(渋谷経済振興部次長兼商工振興課長)

自主自立が基本と思いますが、足腰が弱い商店会に対しては必要な補助であると思います。

補助をしているものは、大きく分けて2つあり、一つはアーケードですが、これは 商業施設としての意味合いが強いので、商店会の管理とし、アーケードの照明の電気 代は補助しています。

また、LED化されたものでも国の補助を受けたものについては、減価償却するまでの間は商店会の管理とし補助をしています。

(川上委員)

江戸川台駅前商店街の防犯カメラの分がないのですが、昨年の審議会の時に設置するとの記載があったと思いますが。

(竹之内課長補佐)

昨年度の審議会では、今年設置するため「商業振興共同施設設置等事業費補助金」 として要望したもので、今年度まだ設置に至っておりません。ただし、設置後、来年 度の「商業振興共同施設維持管理費補助金」の対象になります。

(川上委員)

江戸川台駅前商店街だけ金額が大きいのですが、何か理由がありますか。

(竹之内課長補佐)

江戸川台駅前商店街以外の商店街の街路灯に関しては、すべて市に移管されましたが、江戸川台駅前商店街にはアーケードがあり、そこに付いている照明は街路灯ではないだろうということで市に移管されなかったことから、補助対象施設として残っているため高額となっています。

(山本委員)

説明を聞いて、今回の増額が電気料の値上げだということが分かりましたので、実 行プランの算出基準のところにも、そのことが分かるように記載していただければと

思いました。

(西村委員)

住宅街の防犯カメラや防犯灯の設置については、何を基準にしていますか。

(渋谷経済振興部次長兼商工振興課長)

自治会が必要性について検討し必要となれば、自治会を担当している部署がコミュニティ課になりますので、そちらに相談されればと思います。

(竹之内課長補佐)

以前、コミュニティ課で担当しておりましたので、あくまで参考として聞いていた だきたいのですが、自治会の方から防犯カメラをつけてほしいという要望がある反面、 付けないでほしいという意見もあります。

防犯カメラが多く付いた地域は危険な地域との印象を与えてしまうのではないか との意見などもあるようです。

防犯カメラの設置は、警察と自治会との協議により設置場所など決めていきますが、 設置場所近くの住民の方からの反対などもあるようです。

(山口会長)

他になければ、以上で「商業振興共同施設維持管理費補助金」のヒアリングを終了します。

次に、「商店街空き店舗有効活用事業等補助金」について説明をお願いします。

(渋谷経済振興部次長兼商工振興課長)

商店街空き店舗有効活用事業等補助金について説明いたします。

対象は、主として本市において創業しようとする方で、空き店舗を有効活用し、本 市産業の振興及び商店街の活性化を図り、空き店舗の抑制をするものです。

効果としては、商店街の形成並びに創業者の経営基盤の安定化に寄与することにより、商店街の賑わいの創出が図られます。

令和2年度の予算要求額は、508万6千円ですが、これは今年度当初予算の393万7千円に補正予算50万円を加え443万7千円となりましたが、さらに64万9千円の増額をするものです。

増額の理由につきましては、令和元年度に新たに補助金交付対象事業者が1店舗増加 したことにより家賃補助分が増額したことに加え、令和2年度当初に新たに創業を計 画している創業者が1店舗いるため、改装費補助分を増額しました。

本年度9月補正分につきましては、新規2店舗分の家賃補助で、1店舗については 南流山で開業しており、もう1店舗は江戸川台で創業に向けて準備をしているところ です。

次に、公益性につきましては、空き店舗を活用することにより商店街の形成並びに 経営基盤の安定化、商店街の活性化に寄与するものです。

公平性につきましては、商店街周辺の経済の活性化や市民の利便性、商店街の活性 化に寄与する事業であること。

必要性については、商店街の活性化に寄与することは勿論、創業者にとって利用し

やすく、補助金交付後も安定した経営ができうる制度であるため、必要であると考えます。

効果については、空き店舗の解消により、地域経済、商店街の活性化に繋がるものと考えます。

適切性としましては、事前協議の段階から商工会議所経営指導員による創業に向けた事業計画書の作り込みなどの経営指導を義務付け、補助金交付後においても経営指導を受けることとし、事業者の自立と安定化について精査を図っております。

以上で、私からの説明を終わります。

(山口会長)

ありがとうございました。

何か質問がありましたら、お願いします。

(西村委員)

事業のタイトルは、空き店舗の有効活用になっているが、中身は商店街の活性化になっており、商店街の中の空き店舗を対象にした補助金ですか。

(渋谷経済振興部次長兼商工振興課長)

当初は、法人化した商店街が持っている空き店舗に対して補助をしようということで始まったのですが、その後、産業競争力強化法により、国を挙げて創業支援についても力を入れていこうということになったものです。

このことから、本市においても対象に創業者を加え、商店街の空き店舗に限らず、 商店街から外れた所の空き店舗も含め、広く対象としておりますので、タイトルの「商 店街」の部分については検討したいと思います。

(西村委員)

市としては、空き店舗の活性化と創業者支援のどちらに重きを置いているのですか。 (渋谷経済振興部次長兼商工振興課長)

どちらも重要だと考えています。

また、空き店舗の活用については、商店街の賑わいの創出という目的もありますので、小売り・飲食・サービスなどが対象で、事務所に使うなどは対象外としております。

(中村副会長)

飲食業として創業し、継続していくことは非常に難しいと思うのですが、経営指導 員の方にはどの位の相談があって、どのように経営指導をしていますか。

(渋谷経済振興部次長兼商工振興課長)

経営指導員の方が、実際に店舗の場所を確認に行ったり、中には試食の上で指導している他、情報発信の仕方など相当細かい部分まで見ています。

(中村副会長)

大事なのは、3年間の補助が終わった後に自立できる経営状態にまで持っていけることだと思いますが、2分の1補助が無くなって全額負担になったら相当大変だと思います。

(渋谷経済振興部次長兼商工振興課長)

来年度は7店舗が家賃補助として継続していきます。

今年度の最初には、補助期間を終えて独り立ちしていく店舗も出てきております。 (中村副会長)

補助期間中にやめてしまう店舗はありますか。

(渋谷経済振興部次長兼商工振興課長)

ありません。

ただし、他の補助金事例で、補助期間中にやめてしまった店舗もありますので、創業前の段階での経営相談に力を入れているところです。

(竹之内課長補佐)

補助期間中も商工会議所の経営相談員と市が入って収支状況などを確認しております。

また、必要があれば県の機関にも無料で行っている経営相談がありますので、市がパイプ役となって相談員につなぎ、看板の設置やSNSでの情報発信など色々なアドバイスを行っております。

(中村副会長)

これまでに、何処にどのような店舗が出店しているのか、市民としても知りたいと思うのですが、そのような資料はありませんか。

(西村委員)

店名や出店場所、補助期間、補助額などが分かる資料で、店舗毎に家賃補助だけなのか改修費補助も受けているのかを表にしていただけたら分かりやすいと思います。

(山口会長)

それでは、以上のような資料を提出していただけますか。

(渋谷経済振興部次長兼商工振興課長)

分かりました。

(山本委員)

実行プランの4「算出基準」にある新規と継続分を合計すると予算要求額になると 思うのですが誤りはありませんか。

(渋谷経済振興部次長兼商工振興課長)

失礼しました、新規の家賃補助は2件ではなく1件の誤りですので、実行プランを 修正し差し替えさせていただきます。

(山口会長)

他になければ、以上で商工振興課のヒアリングを終了します。

ありがとうございました。

【商工振興課 退室】

【流山本町・利根運河ツーリズム推進課 入室】

(山口会長)

本日は、お忙しい中を、ヒアリングに出席いただきありがとうございます。 それでは、早速ですが只今からヒアリングを行います。

流山本町・利根運河ツーリズム推進課につきましては「観光協会事業補助金」「流山本町・利根運河ツーリズム推進事業補助金」の2件について、説明をお願いします。

説明の流れとして、最初に「本補助金の概要」、「増額した理由」、次に「当審議会からの答申を受けての予算への反映状況」、最後に「補助金の公益性、公平性、必要性、効果、適切性」等について、簡潔にご説明いただき、その後に、私たちから質問を行いたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

最初に「観光協会事業補助金」について、説明をお願いします。

(井戸流山本町・利根運河ツーリズム推進課長)

流山市観光協会は、観光資源の整備、観光宣伝事業を展開し、流山市のイメージアップや知名度アップを行い、観光振興並びに地域愛の醸成を目的に、市内の法人や個人会員のボランティア活動によって事業を実施しています。主な収入は会員費、収益となる事業、市からの補助金を収入として運営しています。

主な観光事業は、ホームページにより観光PR、観光ガイドマップや七福神巡りマップの制作・発行、人形供養会の開催、市内各種イベントへの出展や協賛、姉妹都市との交流などです。最近は、江戸川大学と連携しての事業展開を進めています。

また、寄付金等を募り、利根運河ビリケンさんの2代目制作にあたるなど、全国的な話題となって多くのマスコミに取り上げられており、流山市の知名度向上に大きく貢献しています。

次に、補助金増額の理由ですが、流山市と流山市観光協会で、それぞれで市内の観光PRを行うホームページを作成しています。しかし、重複している観光情報が多く、観光情報を一元化することで、費用の節減並びに、閲覧する側(観光客)からも、利便性が向上するものと考えます。

また、観光情報は、スマートフォンでの閲覧が多いことから、そのニーズに対応するため、システム改修費用に対する補助金を増額するものです。

答申に対する当課の実施状況につきましては、平成29年度の答申で、Aの評価を頂きました。指摘事項としては、「観光資源の整備掘り起こし努力も見え、補助自体は妥当とするが、依然具体的成果に乏しい感は否めない。知恵を結集した斬新さの見える観光事業の開発に期待する。」とのご指摘を受けております。

具体的な成果につきましては、昨年度からスタートした「利根運河ビリケンさんプロジェクト」が、大きな成果となっております。内容は全国的に有名な大阪通天閣ビリケンさんとの合同プロモーションを始め、2代目ビリケンさんの制作事業などにより、多くのマスメディアに取り上げられ全国的に認知度が高まっており、利根運河ビリケンさんを見に利根運河を訪れる方が増えております。

次に、5つの基準に対する説明ですが、公益性につきましては、市の都市経営上の方針である「交流人口の増加」に向けて取り組む一つとして、観光資源を活かした魅力的な観光拠点の創出というツーリズム施策の重要な柱となる補助金であります。

公平性につきましては、全市民並びに市外からの来訪者が対象となる広い範囲の事業であると考えております。

必要性については、市内の観光資源の整備や観光PR並びに観光イベント等を行っており、市内外から多くの方が来訪され、交流人口による地域活性化が図られております。協会事業は会員のボランティアで成り立っており、収益事業をいかに確保するかに苦慮しております。マンパワーにより事業収益を確保しながら、支出や事務の効率化を行っているところです。その一環として、市のホームページと観光協会のホームページの一元化を図るため、その費用を計上させていただきました。

効果につきましては、現在の観光情報の入手方法として、現地にて、スマートフォンを利用して街の情報を入手し、回遊することが多く、そのニーズは増々高まると考えています。

今回の更新で、スマートフォンに対応したホームページとなり、利用者の利便性が 向上し、更なる来訪者増に繋がるものと考えます。

ランニングコストの面では、一元化により市と協会との合算で令和3年度からシステム使用料が年間で20万円の削減となります。

適切性につきましては、毎年度、定期総会を開催し、事業報告や会計報告を行っており、収支決算書の会計監査も実施しています。幹事2名により、帳簿及び証拠書類等を照合・監査を受け、適正かつ正確に処理しているところです。

また、収入については、冒頭にもご説明しましたが、補助金のみに依存することなく、会員からの会費85万円や収益事業として67万7千円を得るなど、収入の確保に努めています。

説明は、以上となります。よろしくお願いします。

(山口会長)

ありがとうございました。

ただいまの説明に対しまして、質問がありましたらお願いします。

(山本委員)

この補助金は、毎年行われる事業よって補助額が変わってくるのですか。

(井戸流山本町・利根運河ツーリズム推進課長)

通常、補助対象の事業は大きく変わりがないため、補助額としては毎年同額となっております。

(山本委員)

システム改修以外には、どの様なものに対して補助金が使われていますか。

(井戸流山本町・利根運河ツーリズム推進課長)

ホームページの改修以外にはイベントの開催などの事業に充てています。

(山本委員)

毎年、行われる事業によって補助額が変わってくるということですね。

(井戸流山本町・利根運河ツーリズム推進課長)

そうです。

(山本委員)

増額理由にある事務費用等の35万円の内訳について具体的にご説明ください。

(井戸流山本町・利根運河ツーリズム推進課長)

具体的には、文房具の購入や会費の徴収、総会資料や会議資料の作成などの費用であります。

(山口会長)

ふるさと産品と観光協会との連携を以前から提言していますが、実現すれば全体的な節約に繋がるのではないでしょうか。

(井戸流山本町・利根運河ツーリズム推進課長)

産品協会では、食に関してPRしておりますが、観光協会のイベントに産品協会も 参加していただくなどの連携はしておりますが、協同して何か事業をするという具体 的な連携までは図れておりません。

(山口会長)

流山市の産品が少ないのではという気持ちがあり、観光協会との連携などで何か新 しいものが開発できればと思いますが、名案はありますか。

(井戸流山本町・利根運河ツーリズム推進課長)

産品ではないのですが、ビリケンさんが注目を浴びておりまして、現存するものでは日本一古いと言うことで、大阪の通天閣のビリケンさんと東と西で話題になったりしておりますので、地元の商店もチャンスと捉えて使っていただければと思います。(川上委員)

今回は、観光協会と市のホームページにある観光サイトを統合するシステム改修を 行うとのことですが、統合された後は市のホームページから無くなるのですか。

(井戸流山本町・利根運河ツーリズム推進課長)

観光協会のホームページに集約され、市のホームページからは無くなります。

(山本委員)

毎年行われる事業が違うし、補助額も変わってくるということから、この補助金のタイトルでは、どの様な事業に使われるのか分かりにくいというのが私の感想です。また、システム使用料は、具体的にどういうことにお金が掛かるのですか。

(井戸流山本町・利根運河ツーリズム推進課長)

システムのライセンスのようなものです。

(中野係長)

通常、情報更新は業者側にやっていただきますが、観光協会の場合は新しいものができたりした時に、リアルタイムで事務局が更新しなければならないので、この対応をするためには、このシステムしかないということです。

(神田委員)

市のホームページから無くなるということですが、観光協会へリンクはするようになっていますか。

また、多言語への対応は考えていますか。

(井戸流山本町・利根運河ツーリズム推進課長)

リンクするようになります。また、多言語については、まずは、英語から考えています。

(山口会長)

他になければ、以上で「観光協会事業補助金」のヒアリングを終了します。

次に「流山本町・利根運河ツーリズム推進事業補助金」の説明をお願いします。

(井戸流山本町・利根運河ツーリズム推進課長)

流山市は、都市を経営していくために「定住人口の増加」と「交流人口の増加」に 向けた取り組みを行っています。

その中で、私たちの部署では、観光施策をとおした「交流人口の増加に向けた取り 組みを行っており、流山本町及び利根運河地域を本市の2大観光地域として、ツーリ ズムに関する事業を特化して推進しています。

当該補助金は、当該2地域の観光交流拠点の創出による地域活性化並びに歴史的景観保全を目的に、未利用の歴史的建造物を活用し、ギャラリーや飲食店、民芸品等の販売・展示を行う事業者等に、建物の改修費用及び賃料の一部に補助を行うものです。

今までに9件の未利用の歴史的建造物をリノベーションし、新たな観光拠点の創出 による交流人口の増加に大きく貢献しています。その中の1件は国登録有形文化財に なっています。

次に、補助金増額の理由ですが、同地域内には、まだ活用されていない歴史的建造物があること、並びに当該補助金は、当課の中心的な事業であることから、新規1物件に関する改修費と賃料を増額するものです。

答申に対する当課の実施状況につきましては、平成29年度の答申で、Aの評価を頂きました。指摘事項としては、「徐々に効果も見えており、妥当とするが、駐車場の整備の充実など、課題もあるとのご指摘」を受けております。

駐車場整備につきましては、旧水道局跡地に流山本町駐車場としてコインパーキング35台分を整備し、当該地域の駐車場不足問題の解決に努めたところです。

次に、5つの基準に対する説明ですが、公益性については、市の都市経営上の方針である「交流人口の増加」に向けて取り組む一つとして、観光資源を活かした魅力的な観光拠点の創出というツーリズム施策の重要な柱となる補助金であります。

公平性につきましては、全市民が対象となる広い範囲の事業であると考えております。

必要性については、魅力的な観光地域づくりを目指したツーリズム推進事業として、 当該地域の歴史的建造物を活用した施設や店舗の開設により、既存施設である一茶双 樹記念館や神社仏閣などの観光資源との回遊性を図り、交流人口の増加による地域経 済の活性化となっています。また、数年前に発足した観光ガイドの利用についても、 当初利用は50人程度であったものが、年間1万人を超えるまでになっております。 効果については、未利用の歴史的建造物が、リノベーションされ、新たな形で生まれ変わることで観光拠点となり、賑わいの創出に大きく寄与しております。

また、未利用のままでは、朽ち果ててしまう貴重な歴史的建造物の保存・継承につながるものと考えます。

適切性については、補助金交付に際しては、事業計画により審査した上で決定し、 実績報告により適切に交付しております。

説明は、以上となります。よろしくお願いします。

(山口会長)

ありがとうございました。

ただいまの説明に対しまして、質問がありましたらお願いします。

(中村副会長)

流山駅前の「machimin (まちみん)」ですが、どのように利益を出しているのですか。補助金がなくても運営が可能なのかお聞きします。

(井戸流山本町・利根運河ツーリズム推進課長)

ここでは、みりんに関するお菓子を販売したり、ガイドブックを自前で作成して販売したりしておりますが、これにより人を雇うほどの大きな利益はありませんが、賃料が安いことなどもありますので、運営費程度は賄えるものと思います。

(中村副会長)

補助期間が過ぎた後も、自立して継続していくことは可能ですか。

(井戸流山本町・利根運河ツーリズム推進課長)

現状であれば可能です。

(西村委員)

実行プラン「算出基準」の令和2年度新規分の内容を教えてください。

(井戸流山本町・利根運河ツーリズム推進課長)

これは、具体的に事業者が手を挙げているわけではないのですが、流山本町にも古い建物が何軒かありますし、利根運河にも古い蔵などがありますので、取り壊されてしまう前に、やりたい方が手を挙げた時のために1軒分を計上しております。

(山口会長)

令和元年度新規分は何ですか。

(井戸流山本町・利根運河ツーリズム推進課長)

令和元年度新規分も同じで、具体的に決まっているわけではなく、今年度に手を挙 げる事業者が出て、年度末までに完成した時のために賃料12か月分を計上したもの です。

(神田委員)

今は交渉中なのですか。

(井戸流山本町・利根運河ツーリズム推進課長)

物件自体は、常に貸して頂けないかということで交渉しております。

(西村委員)

今日配付の資料で、これまでの補助件数が8件とあり、実行プランの中での件数と 違いがありますが、どちらが正しいのですか。

(井戸流山本町・利根運河ツーリズム推進課長)

正しくは9件ですので、実行プランを修正し差し替えさせていただきます。

(川上委員)

周辺の道路は整備されていますか。

(井戸流山本町・利根運河ツーリズム推進課長)

流山本町では、旧道の歩道の整備や近藤勇陣屋跡付近の道路の美装化を進めております。

次年度以降も、歴史的景観に配慮したハード面の整備を、国の社会資本整備総合交付金を使った計画で進めようと考えています。

(山口会長)

他になければ、以上で流山本町・利根運河ツーリズム推進課のヒアリングを終了します。

ありがとうございました。

【流山本町・利根運河ツーリズム推進課 退室】

(山口会長)

以上で本日のヒアリングを終了します。来週20日は7件のヒアリングを行いますのでよろしくお願いします。

以上で、第2回補助金等審議会を終了します。

ありがとうございました。

閉 議 15時30分

流山市補助金等審議会 会長 山口 今朝勝